



2015.6.23.

ワイン醸造実務ニュース (Oe-2/2015)

先日の醸造実務ニュース Oe-1/2015 で連絡させて頂きました、表示方法の変更についての追加となります。

ワインに関係する表示については、既に本年4月1日に施行（現在は経過措置期間中）されています食品表示基準、およびこれに関連する国税庁告示の取り扱い「酒類の表示の暫定取扱いについて（指示）（課酒1-11 平成27年4月1日）」が出されています。

これらの変更と並行して現在「ワインの表示ルールの策定」について国税庁告示が検討されています。大きく関係するものは、①果実酒等の製法品質表示基準を定める件について、②地理的表示に関する表示基準を定める件の全部改正について、の2件が大きく関係すると考えています。特に①では、国内のブドウだけで作られたワインを日本ワインと定義し、海外原料を使用したワインを含めて原材料（ブドウ）の詳細な表示を求めるとともに、日本ワインでは収穫地や品種名などの表示の基準を示すこととなります。

これらの検討は既に6月17日に開催された国税審議会酒類分科会で論議されています。この表示基準は、従前の自主基準と異なり強制力や罰則を伴うこととなりますので、今後、いろいろなルートで説明会等があると思いますが、十分な理解が必要となります。

現在国税庁のH/Pで、この酒類分科会が行われたときの説明資料が公開されています。

<国税庁H/P →審議会・研究会 →酒類分科会 →6月17日>

<https://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/shingi-kenkyu/sake-bunkakai/150617/siryo.htm>

ワインの表示ルールに関する事項です。注意深い対応が必要かと思えます。

以 上

(文責 (一社) 葡萄酒技術研究会 専務理事 村上)